

## 三鷹市多世代交流センター条例施行規則取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、三鷹市多世代交流センター条例施行規則（平成28年三鷹市規則第56号。以下「規則」という。）に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定める。

(団体登録の資格要件)

第2条 規則第3条第2項の団体登録の資格要件は、別表の左欄に掲げる団体区分について、それぞれ同表の右欄に掲げる団体登録の要件のいずれにも該当するものとする。

2 団体登録は、1団体につき1登録とする。

(使用団体登録カードの有効期間及び更新)

第3条 規則第3条第3項の使用団体登録カード（以下「登録カード」という。）の有効期間は、次項に規定する登録基準日から起算して3年間とする。ただし、登録基準日以降の有効期間の途中で交付された登録カードの有効期間は、交付された日から有効期間までの残りの期間とする。

2 登録基準日は平成29年4月1日を第1回と定め、以後3年目ごとの4月1日とする。

3 登録カードの交付を受けた団体が、第1項の有効期間の満了後も団体登録を希望する場合は、市長が別に定める受付期間内に規則第3条第1項の規定による申請をしなければならない。

(登録カードの譲渡等の禁止)

第4条 団体登録をしている団体（以下「登録団体」という。）は、登録カードを他に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。

(団体登録の変更及び廃止)

第5条 登録団体は、当該登録に係る届出事項の内容に変更が生じたとき、又は当該団体登録を廃止しようとするときは、速やかに使用団体登録変更・廃止届（様式第1号）を市長に届け出なければならない。

(団体登録の取消し)

第6条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その団体登録を取り消すことができる。

(1) 第2条の団体登録の資格要件に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により、団体登録の申請又は三鷹市多世代交流センター（以下「多世代交流センター」という。）の施設の使用申込みをしたとき。

(3) 登録団体が、三鷹市多世代交流センター条例（平成 28 年三鷹市条例第 26 号）又は規則に違反したとき。

(4) その他市長が、登録について不相当と認めるとき。

（登録カードの再交付）

第 7 条 登録団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用団体登録カード再交付申請書（様式第 2 号）により、市長に登録カードの再交付を申請することができる。

(1) 登録カードを著しく毀損又は汚損したとき。

(2) 登録カードを紛失又は盗難その他の事由により忘失したとき。

2 市長は、前項の登録カードの再交付の申請について承認したときは、登録カードを登録団体の代表者に再交付する。

（代表者等の責務）

第 8 条 別表に規定する団体の代表者の責務は、次に掲げるものとする。

(1) 多世代交流センターとの連絡及び調整に関すること。

(2) 団体の構成員に対し、規則第 8 条各号に規定する使用者の義務の遵守を促すこと。

(3) 使用開始時及び使用終了時における多世代交流センターの施設の点検に関すること。

(4) 使用後の実績報告に関すること。

2 多世代交流センターの施設を使用する際に団体の代表者が不在の場合には、団体は使用責任者を別に定めるものとし、当該使用責任者は、団体の代表者に代わり前項各号に掲げる責務を担うものとする。

（団体登録の特例）

第 9 条 規則第 3 条第 4 項の市長が特に認める団体とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 三鷹市

(2) 国又は他の地方公共団体

(3) 市内官公署

(4) 市内の公共的団体等

(5) 生涯学習活動を主たる目的とする市内の自主グループの連合組織

(6) 市内団体が数団体合同して使用する際の合同の団体

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める団体

（使用申請の特例）

第 10 条 市長は、次に掲げる事業については、規則第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、優先して多世代交流センターの施設の使用の申請を受け付け及び使用を承認することができる。

- (1) 三鷹市が主催又は共催する事業で使用するとき。
  - (2) 国又は他の地方公共団体が公用で使用するとき。
  - (3) 市内官公署が公用で使用するとき。
  - (4) 市内の公共的団体等が広く市民を対象とした行事又は講座に使用するとき。
  - (5) 生涯学習活動を主たる目的とする市内の自主グループの連合組織が、広く市民を対象とした行事又は講座に使用するとき。
  - (6) 市内団体が数団体合同して学習活動の成果発表等に使用するとき。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 前項第4号から第6号までの規定に該当する団体が多世代交流センターの施設を使用するときは、使用を希望する日の属する年度の前年度の11月1日以後（第11条の規定による抽せんに要する期間（使用を希望する日の3月前の1日から15日まで）を除く。）に、三鷹市多世代交流センター施設使用願い（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 3 前項の三鷹市多世代交流センター使用願いの受付は、申請の順序による。  
なお、申請初日の開館時間に複数の団体から申込みがあったときは、抽せんによって使用団体を決定する。
  - 4 市長は、第2項の規定により使用する団体の承認をしたときは、当該団体に対し、三鷹市多世代交流センター施設使用承認書（様式第4号）を交付するものとする。

（抽せんの申込み及び抽せん）

第11条 規則別表第2に規定する市内団体による抽せん予約期間の使用の申込みについては、1団体につき1月分で10区分を限度として申し込むことができる。

- 2 前項の使用の申込みの限度は、規則別表第1に掲げる施設の申込みを合算したものとする。
- 3 市長は、複数の登録団体から第1項の使用の申込みがあったときは、申込みのあった月の3月前の11日にコンピューター抽せんを行い、同月の15日にその抽せん結果について当該申込みを行った団体に対し、三鷹市生涯学習施設等予約システム（以下「施設予約システム」という。）により公開する。

（先着順による申込み）

第12条 規則別表第2に規定する市内団体による先着予約期間の使用の申込みについては、前条第3項の抽せんにより当せんした区分を含めて1団体につき1月分で20区分を限度として申し込むことができる。

2 規則別表第2に規定する市外団体による先着予約期間の使用の申込みについては、1団体につき1月分で10区分を限度として申し込むことができる。

3 前2項の使用の申込みの限度は、規則別表第1に掲げる施設の申込みを合算したものとする。

(施設予約システムによる申請期間)

第13条 施設予約システムによる使用の申請に係る受付期間の末日は、規則別表第2の規定にかかわらず、使用日の前日とする。ただし、使用日当日の使用申請については、施設予約システムによらず申請することができる。

(使用区分の変更)

第14条 規則別表第1の時間区分は、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合には、変更することができる。

(使用の取消し)

第15条 規則第4条第2項及び第3項の規定により使用の承認を受けた団体又は同条第4項の規定により使用の承認を受けた団体がその使用を取り消すときは、使用日の7日前までに市長に申し出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2 この要領の規定による多世代交流センターの施設の使用に係る手続その他の行為はこの要領の施行日前においても行うことができる。

(団体登録の資格要件の経過措置)

3 別表の規定にかかわらず、本要領を制定した日において三鷹市社会教育会館使用団体登録要綱(平成19年2月1日施行)に基づき使用団体登録の承認を受けている団体は、当分の間、団体の構成員が5人であっても、他の団体登録の要件を満たしていれば団体登録の資格を有するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の三鷹市多世代交流センター条例施行規則取扱要領の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

別表（第2条、第8条関係）

団体区分	団体登録の要件
市内団体	<ol style="list-style-type: none"><li>1 構成員が6人以上であること。</li><li>2 構成員の半数以上が市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者であること。</li><li>3 18歳以上の市内に住所を有する代表者を有すること。</li></ol>
市外団体	<ol style="list-style-type: none"><li>1 構成員が6人以上であること。</li><li>2 構成員の半数未満の者が市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者であること。</li><li>3 18歳以上の代表者を有すること。</li></ol>

備考 構成員は、実際に多世代交流センターの施設を使用する者とする。